



はにたん

高槻市  
マスコットキャラクター



- ・施策等の動向について
- ・障がい福祉サービス提供時に係る留意事項について

令和5年10月5日

障がい福祉課





# 施策等の動向について

## 内容

- (1) 障害者総合支援法等の一部改正等について
- (2) 障がい者基本計画・障がい福祉計画について
- (3) 本市独自施策等について
- (4) その他



# (1) 障害者総合支援法等の一部を改正する法律について(令和4年12月公布)

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(D・B)に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D・B、難病D・B及び小児慢性D・Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

1



## (2) 障がい者基本計画・障がい福祉計画について

本市では、障がい者の自立及び社会参加の支援施策の推進を図るための「第2次高槻市障がい者基本計画（R3～8年度）」、障がい福祉サービス等の提供体制等の確保を目的とする「高槻市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（R3～5年度）」に基づき、施策の推進に取り組んでいます。

（主な取り組み）

○一般就労・福祉的就労の促進

（工賃の向上、障害者優先調達推進法に基づく取組等）

○サービス等利用計画の導入（継続的な取組）

### ●次期計画●

令和6年度から令和8年度を期間とする、「高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定中です。



### (3)本市独自施策等について ～事業所体制施策～

((★)は福祉相談支援課所管)

#### ○高槻市相談支援従事者研修補助金(★)

相談支援専門員の研修受講費用を補助

#### ○高槻市特定相談支援事業所開設経費等補助金(★)

新規事業所の開設費用を補助

#### ○高槻市障がい福祉サービス従事者養成研修費補助金

サービス提供体制の確保や従事者の知識等の向上を目的に以下の

①～④の研修費用の一部を補助

①喀痰吸引等研修

②強度行動障がい支援者養成研修

③同行援護従事者養成研修

④移動支援従事者養成研修

※各補助金の詳細は、別添資料を参照ください。



### (3)本市独自施策等について ～重度障がい者施策～

- **重度障がい者への市独自加算**（共同生活援助・日中一時）  
重度障がい者や重症心身障がい者、医療的ケアが必要な利用者  
にサービス提供を行う場合に、報酬への加算を実施
- **重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業**（R4年4月開始）  
重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できる  
までの間において、通学や学校内での排泄や食事等の支援を実施
- **重度障がい者等就労支援特別事業**（R5年2月開始）  
重度障がい者が就労する場合に、通勤や職場における支援（排泄や  
食事等）の支援を実施（民間企業にお勤めの場合、雇用先がJEED  
の助成金を活用することが必要です。）



## (3)本市独自施策等について ~工賃向上施策~

### ○高槻市障がい者工賃向上アドバイザー派遣事業

※たかつき授産事業共同受注ネットワークへ委託

事業所の工賃を向上させることを目的として実施

- ①ワークショップやセミナーの開催
- ②個別アドバイザー派遣
- ③「たかつき〇まるしえ」の強化・充実に向けた取組

### ○高槻市就労支援事業の生産活動拡大支援補助金

生産活動等の転換等に必要な経費を補助し、工賃向上効果の早期発現を図る

1. 対象	就労継続支援B型事業所
2. 要件	・工賃向上に関する具体的な事業計画を作成 ・新規事業等に取り組む
3. 補助の対象	生産活動の転換等に必要な経費 (人件費、光熱水費、賃借料、利用者の工賃などランニングコストは除く)
4. 交付額	補助対象経費の2分の1(消費税除く) 50万円を上限 / 事業所



## (4) その他

### ○ 社会福祉施設等施設整備補助金

国の補助対象となる事業のうち、市が補助金を負担して整備を強く推進すべき事業について、庁内審査会に諮ったのち、国庫協議を実施します。補助金を活用した施設整備を検討している事業所におかれましては、メールにて意向確認を行いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。補助対象となる事業は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」を参照ください。

### ○ 地域生活支援事業 事業所登録基準の改定(R5年4月)

- ・移動支援及び日中一時支援は、障害福祉サービスに類似サービスがあることから、必要な独自基準を除き、市基準条例を準用、地域活動支援センターは、市基準条例と重複する規定を整理する等の改正
- ・訪問入浴事業は、委託契約方式から、事業所登録方式への移行に伴い、新たに基準を制定

サービス名	基本準用基準	独自基準	その他
移動支援	障害福祉サービス 居宅介護	人員基準及び 従事者資格	—
日中一時	障害福祉サービス 短期入所	設備	—
地域活動支援センター	なし	利用定員	市基準条例の地域生活支援センターに係る基準に統合
訪問入浴	介護保険サービス 訪問入浴	なし	委託方式から 登録方式への変更





# サービス提供上の留意事項 (障害者総合支援法関係)

## 内容

- (1) 支給決定に関する事項について
- (2) 介護給付費等の請求について
- (3) 地域生活支援事業に関して



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○受給資格(決定サービス、有効期間、支給量等)の確認

サービス提供に当たっては、利用者から受給者証の提示を受けてください。

種類	対象サービス	証の色
障害福祉サービス	居宅介護・短期入所・生活介護・就労系サービス・GHなど	黄色
地域相談支援	地域移行・地域定着	朱色
療養介護医療	療養介護	桃色
地域生活支援	移動支援・日中一時・地域活動支援センター	橙色

受給者証を確認できない場合、市や計画相談支援事業所に電話などの方法で確認してください。

## ○受給者証更新・申請勧奨(少なくとも年1回は受給者証の更新が必要)

☆本市の場合、受給者証の有効期間\*の終了は、原則、利用者の誕生月の翌月末です。

☆受給者証の申請から交付までの期間は、計画相談支援事業所が作成する計画案が必要な場合、概ね1ヶ月ほどです。

☆あらかじめ利用者の支給決定の有効期間を把握するとともに、利用者の誕生月になったら、申請勧奨を行ってください。

※施設入所、GH、就労系サービス利用者や18歳、65到達する年はこの限りではありません。必ず受給者証の確認をお願いします。



## 【参考(障がい福祉サービス受給者証一部抜粋)】

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	1
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	2
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	2

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間	3
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	

次のうち、最も早く期限を迎える時期が受給者証の更新時期です。

- ① 障がい支援区分の有効期間(3年以内)
- ② サービスの有効期間(居宅介護等は1年以内、生活介護等は3年以内)
- ③ 利用者負担の有効期間(1年以内)



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○受給者証の申請手続き窓口

### <新規・追加・変更申請>

新規の利用、サービスの追加、支給量の変更に係る申請は、来庁での手続きと聞き取りが必要です。受付窓口は、重度訪問介護、身体介護、家事援助を初めて利用する(新規・追加)の受付は福祉相談支援課(⑭番窓口)、その他は障がい福祉課(⑬番窓口)です。

### <更新申請>

原則として郵送での手続きを推奨しています。更新期日の概ね2か月前に、市から利用者に向けて更新の案内と申請書等の書類を送付しますので、サービス提供事業所は手続き状況の確認と申請勧奨をお願いします。なお、個別の事情により更新手続きにあたり聞き取りが必要な利用者については、来庁での手続きを求める場合もあります。

サービス名	新規	追加	変更	更新
重度訪問介護	福祉相談 支援課	福祉相談 支援課	障がい 福祉課	郵送 (障がい 福祉課)
身体介護				
家事援助				
通院等介助	障がい 福祉課	障がい 福祉課		
短期入所・日中一時・移動支援				
生活介護・自立訓練				
施設入所・GH・療養介護				
就労系サービス				



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に係る在宅支援

●事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合は、通常と同額の報酬を算定することが可能です。

事業所において通常のサービス提供が困難になった場合の想定は、近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合、施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合です。

●在宅での支援を実施する場合は、居宅等への訪問により行うものとし、日時、訪問した時間、職員氏名、利用者の心身の健康状態、生活の状況、サービスの提供内容等について記録を残してください。また、在宅支援開始時には障がい福祉課へ連絡をいただくとともに、報酬請求にあたってはサービス提供実績記録票の備考欄に「在宅支援」と記載をお願いします。

その他、5類移行に伴い、新型コロナに係る臨時的な取り扱いが多数変更になっています。市HP等での最新の取り扱いをご確認いただきますようお願いいたします。



暮らし・手続き

子育て・教育

医療・健康

高齢・福祉・介護

文化・スポーツ・  
見どころ

事業者

本文へ

閲覧者補助

Foreign Language



検索

新型コロナ 障がい 臨時的





# (1) 支給決定に関する事項について

## ○就労系サービスの在宅利用（新型コロナ臨時的措置ではない）

1. 対象サービス	就労移行支援・就労継続支援
2. 利用要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が在宅でのサービス提供を希望すること。</li><li>・在宅でのサービス利用による支援効果が十分に認められること。</li></ul>
3. 利用手続き <b>!!必ず事前申請!!</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①【利用者→市】支給変更申請書を提出（利用計画案・セルフプランは不要） 【事業者→市】所定の「在宅利用に係る支援計画書（別添）」を提出</li><li>②【市→利用者】特記事項に在宅利用可と記載した受給者証を交付</li><li>③【利用者→事業者】受給証を確認のうえ、在宅利用開始</li></ul>
4. 更新手続き	更新手続き毎に事業所から「在宅利用に係る支援計画書」の提出が必要
5. その他	<p>在宅利用中は、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドラインに基づき支援を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・在宅で実施した訓練内容・支援内容・訓練状況・訓練状況の記録</li><li>・1日2回は連絡し助言・確認等の支援を行い日報を作成</li><li>・必要な時は随時訪問・連絡による支援が提供できる体制の確保</li><li>・原則として月に1日は職員の訪問又は利用者の通所による訓練目標達成度の評価の実施など</li></ul>



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○標準利用期間を超える延長申請

1. 対象サービス	就労移行支援・自立訓練など ※就労定着支援は不可(標準利用期間3年、就職後3年6か月まで)
2. 利用要件	・サービスの延長利用が必要な特別な理由があること。 ・延長利用による効果が見込まれること。 ・市町村審査会の個別審査においてその必要性が認められること。
3. 利用手続き <b>!!必ず事前相談!!</b>	①【事業者→市】電話事前相談(概ね期間終了の2か月前頃) ②【利用者→市】更新申請書を提出(利用計画案・セルフプランも必要) 【事業者→市】次の3点を提出 ・「標準利用期間限定サービスの支給期間更新についての事業所意見書」 ・利用期間中の個別支援計画書(支援内容や支援方針が記載された書類) ・利用者本人作成の「申出書」
4. その他	延長はあくまで例外的措置で最大1年間(原則1回)です。 事前相談後、利用手続きに必要な様式をメールで送付します。



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○日中活動サービスの月あたりの利用日数について

1. 対象サービス	日中活動サービス(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型))
2. 原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・一月に利用できる日数(支給量)は、各月の日数から8日を控除した日数「原則の日数」を上限とすることが基本です。</li><li>・事業所やサービス種別が異なっても、全日中活動サービスの総和で「原則の日数」を超えての利用はできません。</li><li>・複数の事業所と契約する利用者については事業所間で利用日数の調整が必要です。</li></ul>
3. 例外 <b>!!必ず事前確認!!</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所指定を受ける自治体(高槻市の場合は福祉指導課)に日特の届け出を行っている場合は、単月において「原則日数」を超える利用が可能です。</li><li>・この場合も、1年間の利用日数の総和が原則日数の総和を超えないように調整が必要です。</li></ul>

【日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成18年9月28日付障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)】参照





# (1) 支給決定に関する事項について

## ○支給量の変更適用時期

1. 原則	<p>原則、変更を決定した月の翌月1日からです。 決定は毎週1回、以下のスケジュールで行います。</p> <table border="1" data-bbox="598 486 1607 675"><thead><tr><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>計画案×</td><td>申請×</td><td>決定日</td><td></td></tr><tr><td>最短適用日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	月	火	水	木	金		計画案×	申請×	決定日		最短適用日				
月	火	水	木	金												
	計画案×	申請×	決定日													
最短適用日																
2. 例外	<p>緊急を要する場合など、やむを得ない事情がある場合、変更申請のあった月から適用することがあります。</p> <p>緊急度などの判断については、窓口における聞き取りにより行いますが、事前の電話連絡の有無についても考慮しますので、変更の必要性を把握した時点で速やかに連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。</p>															

【事務処理要領第2VII11(3)】参照



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○ 暫定支給決定

1. 対象サービス	就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練
2. 概要	決定サービスが利用者に適したものであるかを評価(アセスメント)するための期間
3. 期間	サービス開始日の属する月の翌月末 ※高槻市では本支給期間に暫定支給期間を含む決定をしています。
4. 提出内容及び提出期限	支給決定期間の終了日の2週間前までにアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果を市に提出
5. 期間終了後の手続き	《利用が適当》自動的に本利用へ移行するため手続き不要 《利用が不適》支給決定の取り消しに伴い、関係各所との連絡調整会議等その後のサービス利用について調整が必要

【事務処理要領第2Ⅶ5(2)～(5)】参照



# (1) 支給決定に関する事項について

## ○グループホーム入居者の通院等介助について

1. 原則	グループホーム入居者の通院時の付き添いは、原則として、日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することとされています。
2. 例外	回数や拘束時間等の問題で当該事業所が対応しきれない場合に限り、以下の要件を満たす範囲で市が支給決定を行うことがあります。
《決定上の制限》	<p>① 区分1以上、かつ、慢性疾患等の障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院が必要とされていること。</p> <p>② 個別支援計画に通院が位置づけられていること。</p> <p><b>③ 月2回以内であること。</b></p>

【ケアホームにおける重度障害者への支援等について(平成19年2月16日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)】参照



## (2) 介護給付費等の請求について

### ○居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護）の所要時間

- 1日に複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔が必要
- 「30分未満」を算定するには、20分以上のサービス提供が必要
- 「1時間未満」を算定するには、50分程度のサービス提供が必要
- ここでいう所要時間とは、実際に居宅介護、同行援護、行動援護を行った時間であり、これらのサービス提供のための準備に要した時間等は含まれません。

### ○サービスの重複提供

【留意事項通知第2の2(1)③】参照

- 同一日に複数の日中活動サービスの算定は不可
- 同一時間帯に複数のサービスの算定は不可
  - 日中活動サービスの利用時間帯に他の居宅系サービスの算定は不可
  - 複数の居宅系サービスの同一時間帯の算定は不可（身体介護と家事援助の同時利用は不可）
- 本人不在の居宅を訪問して家事援助を行った場合の算定は不可  
（本人の安否確認、健康チェックなども併せて行うべきであるため）

【留意事項通知第2の1(2)】参照



## (2) 介護給付費等の請求について

### ○ヘルパーの二人派遣について

1. 対象サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援として提供される居宅介護等、移動支援
2. 利用手続き <b>!!必ず事前申請!!</b>	①【利用者→市】二人派遣申請書を提出(利用計画案・セルフプラン要) ②【市→利用者】支給量欄に二人派遣可と記載した受給者証を交付 ③【利用者→事業者】受給証を確認のうえ、二人派遣開始 ※身体介護や重度訪問介護の場合、入浴など二人派遣が必要な部分に限って決定するため、二人派遣の決定部分を確実に確認したうえでサービス提供を行ってください。
3. 支給量	二人派遣決定部分のみを2倍とした時間(※移動支援を除く)
4. その他	支給量の範囲内であっても二人派遣決定部分以外を二人派遣でサービス提供することはできません。 状態の変化等により二人介護が必要性の有無に変化があった場合は、変更申請を行うように勧奨してください。

【報酬告示別表第1の1注10】及び【厚生労働大臣が認める要件(平成18年厚労告第546号・第1号)】参照



## (2) 介護給付費等の請求について

### ○二人派遣の受給者証の記載について

サービス	時間数の考え方	記載例
居宅介護 重度訪問 介護	二人派遣が必要な部分に限り 実際の支援時間を2倍とした時間	身体介護40時間/月 二人派遣可 →二人派遣部分を詳細に確認する必要あり 例1) 食事介助20時間(一人派遣)、入浴10時間(二人派遣) 例2) 食事介助10時間(一人派遣)、入浴15時間(二人派遣)
行動援護	実際の支援時間を2倍にした時間	行動援護80時間/月 二人派遣可 →本人が使える時間は40時間(40時間×2人)
移動支援	実際の支援時間の通り	移動支援40時間/月 二人派遣可 →本人が使える時間は40時間(40時間×2人)



## (2) 介護給付費等の請求について

### ○区分の変更に伴う請求について

- 月の途中で障がい支援区分が変更された場合の報酬区分の適用については、月単位の適用とせず、変更の前後におけるそれぞれの区分に応じて日単位で報酬区分を適用し、算定してください。

### ○上限額管理について

- 利用者負担上限月額を超える可能性がある利用者については、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「該当」と記載されています。
- 上限額管理者を決定した場合は、上限額管理事務を行った月の月末までに「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」の提出が必要です。

(六) 利用者負担に関する事項。

負担上限月額	。	食事提供体制加算対象者	。
適用期間	。		
食事提供体制加算対象者	。		
適用期間	。		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	。		
利用者負担上限額管理事業所名			

この部分に上限額管理対象者であれば、「該当」と記載されます。対象者で無い場合は、何も表記されません。



## (2) 介護給付費等の請求について

### ○過誤請求について

- 確定した請求内容に誤り等があり、請求をやり直す場合は、過誤申立を行うことで、実績の取り下げ処理を行うことができます。
- **実地指導後に過誤申立による再請求を行う必要が生じた場合には、事前に障がい福祉課までご連絡ください。(なお、通常の過誤申立書の提出にあたっての事前連絡は不要です。)**
- 同月過誤をご希望の場合には、前月の25日まで、25日が土日祝の場合には前日の開庁日までに過誤申立書を障がい福祉課までご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。





【高槻市ホームページのご案内です】

障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2502.html>

高槻市 Takatsuki City

本文へ 閲覧者補助 Foreign Language

くらし・手続き 子育て・教育 医療・健康 高齢・福祉・介護 文化・スポーツ・見どころ

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ](#) > [介護給付費・訓練等給付費（障がい福祉サービス等）の過誤申立手続き](#)

## 介護給付費・訓練等給付費（障がい福祉サービス等）の過誤申立手続き



ページID：002502 更新日：2022年3月22日更新 [印刷ページ表示](#)

### 過誤申立の手続きについて

支払が確定した請求情報に誤り等があるなど何らかの理由で実績を取り下げる場合には、「過誤申立」が必要となります。



AI（人工知能）は  
こんなページをおすすめします

[児童扶養手当のご案内](#)

[幼稚園・保育所等に関する様式集  
（保護者向け）](#)

[介護機関申請書等様式 ダウンロード](#)

[水道メーターの検針](#)



## (2) 介護給付費等の請求について

### 〇よくあるエラー・問い合わせ

エラー・問い合わせ内容	確認すべき内容・回答
受給者情報の登録がないことによるエラー	請求した内容と交付済の受給者証の決定内容は一致しているか？ その受給者証を元に請求しているか？ ※受給者証の到着前に市に内容確認をして請求したとしても、国保連で管理している受給者情報の登録が完了していないとエラーになる！
自己負担上限額管理者情報の登録がないことによるエラー	請求した内容との交付済の受給者証の上限管理者情報は一致しているか？ ※上限管理者情報を登録する場合は、「上限額管理依頼票」の提出が必要。
サービスコードの入力誤りによるエラー	サービスコードを確認する。
R4.10新設の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求がもれていた。	過誤申立書を障がい福祉課に提出し、再請求が必要。
日中活動サービスのサービスと居宅介護のサービス提供時間が重複して請求	サービス提供実績記録票を確認し、実際にサービス提供をされたサービスで請求する。



## (3) 地域生活支援事業に関して

### ○移動支援の所要時間について

- 1日に複数回算定する場合は、原則として概ね2時間以上の間隔が必要
- 間隔が2時間未満となる場合は、1回の移動支援として合算して算定
- 「30分未満」を算定するには、15分以上のサービス提供が必要
- 「1時間未満」を算定するには、45分程度のサービス提供が必要
- サービス提供時間とは、実際に移動支援を行った時間であり、これらのサービス提供のための準備に要した時間等は含まれません。
- 理・美容院、映画館などの施術中、鑑賞中の時間は、原則、算定対象外ですが、障がい特性上、常時支援が必要な場合は、所要時間として算定を認める場合がありますので、「移動支援のサービス提供について(報告)」をサービス提供前に提出してください。(報告様式はホームページに掲載)



## (3) 地域生活支援事業に関して

### ○移動支援の利用方法について

- 社会参加としての余暇活動等のための外出支援であるため、通勤、通学、定期通院といった通年かつ長期にわたる外出には原則利用できません。ただし、介護者の病気等により、一時的に介護が困難な場合は、事前にご相談下さい。
- サービス提供事業者が企画する講演会等イベントの参加には利用できません。
- 障がい児者団体、親の会、保護者会等、サービス提供をしない団体等が企画するイベントの参加には利用できます。
- 急病やケガ等による突発的な通院には利用できます。  
(定期的な通院に切り替わる場合には、通院等介助をご利用ください。)

その他、お問合せの多い内容を次のページで一覧にしています。  
利用に当たって不明な場合は、サービス提供前にご相談ください。



# <移動支援事業の運用の考え方>

サービス内容	提供の可否	サービス内容	提供の可否
散歩(近所)	可	学校等への 通学送迎	通学の保障を行うものではない(保護者の病気を理由とし緊急にやむを得ず保護者が対応できない時に利用可としている)。
レジャー	可		
市役所等への手続きの 同行	要相談 (原則通院等介助で対応) 事業所として受入れが可能 であれば可。スイミング教室 については、習い事の項目 で対応。		
プール・ スーパー銭湯			
飲食店	可 ただし、ヘルパーがアルコー ル類を摂取することは不可。	布教等 宗教活動	原則不可
宿泊を伴う 外出	要相談 宿泊施設内での介助等は原 則対象外。	営利活動(就労を始め、金銭 の授受がある場合を含む)	不可
		日中活動系障がい福祉サー ビス事業所への通送迎	要相談
		習い事	要相談
単発の通院 (突発的な通院)	可	理髪店・美容院 映画館	往復に移動支援を利用する ことは可能。中付きの支援 については、個々に必要性 を精査のうえ可否を決定す る。
定期的な通院	不可(通院等介助で対応)		



## (3) 地域生活支援事業に関して

### ○地域生活支援事業の請求時のよくある誤りについて

- 受給者証の有効期間外の利用分が請求されている。
- 明細書と実績記録表の合計時間等が合致しない。
- 請求書の「請求事業者の住所」、「名称」、「職・氏名」、「印」が、本市に別に届け出ている債権者登録の内容と合致しない。  
(「事業者の住所変更」、「代表者の変更」等があった場合は、別途届出が必要です。)
- 移動支援事業について、「身体介護あり」、「身体介護なし」の区分を誤っている。
- 受給者証番号が介護給付の受給者証番号になっている。
- 移動支援事業の実績記録表の電子データの入力時に以下のような誤りがある。  
サービス提供月や請求月の誤りがある。  
派遣人数の入力が「0」もしくは空欄になっている。  
(必ず派遣人数の「1」もしくは「2」の入力をお願いします。)